令和2年度横浜市民生委員児童委員協議会事業計画 及び収入支出予算諸表

令和2年度横浜市民生委員児童委員協議会 事業計画

社会や家庭のあり方が変化し、社会的孤立や生活困窮、子どもの貧困、虐待の増加など、地域住民が抱える課題が複雑・多様化しています。こうした社会状況の中、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民や多様な主体が役割を持ち支え合う「地域共生社会」の実現に向け、民生委員・児童委員にも地域の身近な相談相手として期待が寄せられています。

令和2年度は、民生委員・児童委員への期待・役割がますます高まる中で、一人ひとりの民生委員・児童委員が十分に力を発揮しながら活動できるよう「これからの民生委員・児童委員活動に関する行動宣言」に基づき、下記の重点項目をもとにサポート体制を強化していきます。

◇これからの民生委員・児童委員活動に関する行動宣言

- 1. 一人ひとりの民生委員・児童委員が、やりがいや魅力を積極的に発信します
- 2. 困りごとを受けとめ、地域とともに支え合うまちづくりを進めます

重点取組

- 1 「これからの民生委員・児童委員活動に関する行動宣言」に基づく、一人ひとりの 委員活動の支援
- 2 民生委員・児童委員活動の広報・啓発活動の強化
- 3 民生委員・児童委員向け階層別研修の強化

事業計画

- 1 「これからの民生委員・児童委員活動に関する行動宣言」に基づく、一人ひとりの 委員活動の支援【重点】
- (1) 地域版活動強化方策策定推進の取り組み

100周年を機に発出された「民生委員・児童委員活動強化方策」を基に、全民児連では、各地区における課題や状況を踏まえながら地域版の活動強化方策を策定するよう推奨しています。この流れを受けて、地域の困りごとやそれに必要な取り組みなど、各地区で十分な話し合いができるよう支援するとともに、各地区の活動目標や課題を関係機関と共有し、民生委員の活動支援策検討へ活かしていきます。

(2)「事例学習」の取り組み拡大

全民児連から発行されたテキストと DVD を活用し、各地区の定例会等で仲間同士での学び合いができるよう、すすめ方の伝達や地区民児協の相談に応じ、取り組みを広げます。

(3) 区民児協活動強化補助金の交付

各区や地区による活動のやりがいや魅力の発信に関する広報啓発事業、参加・交流型研修の実施に関する事業に対し補助金を交付し、委員活動の強化を図ります。 (1区3万円×2事業)

2 民生委員・児童委員活動の広報・啓発活動の強化【重点】

民生委員・児童委員活動を多くの地域住民の方へ理解していただくために、様々な広報媒体を活用して活動のPR強化を行います。

- (1) ホームページの作成【新規】 市民児協のホームページを作成し、市・区民児協の活動紹介をします。
- (2)「民生委員・児童委員の日」活動強化週間にあわせ、地下鉄広報の媒体を活用した広報活動を実施します。
- (3) 広報紙「よこはま民児協だより」の発行(年2回)
 - ・広報紙作成委員会を開催し、広報紙面の企画、取材、執筆、編集を行います。 (年3回程度)
 - ・カラー印刷し関係機関へ周知します。
 - •発行部数:5,100部
 - ・配付先:全民生委員・児童委員、各関係機関、全都道府県指定都市民児協

3 民生委員・児童委員向け階層別研修の強化【重点】

会長、中堅・新任各委員、主任児童委員それぞれが必要な役割・知識・技術を身につけていくために年間研修計画に基づいて研修会を開催し、活動しやすい環境づくりを進めます。

(1) 研修の企画運営

研修委員会を年2回程度開催し、研修内容を企画します。ウィリング横浜や横浜市と協働し、講師選定等を行います。

- (2) 主催研修の開催
- ①区会長・副会長研修(年1回)【新規】 区民児協リーダー層の強化をはかるためのグループワーク研修
- ②地区会長研修(全地区会長対象、年1回) これからの地区民児協の役割について

③主任児童委員研修(全主任児童委員対象、年1回)

児童問題に対する主任児童委員の役割、民生委員・児童委員との連携、関係機関と の役割について

④リーダー養成研修【新規】

今日的課題に対する民生委員・児童委員の役割について

(R2~4年度の中で毎年テーマを設定し実施)

⑤生活福祉資金貸付制度研修

新たに生活福祉資金借受世帯との関わりがある民生委員・児童委員を対象に、制度 や委員の具体的な関わりについて学ぶ。

(3) 関係機関主催研修への協力

横浜市社協ウィリング横浜主催等、地域活動者向け研修の周知

4 区・地区民児協の充実強化

(1)活動費の交付

区・地区民児協が円滑に運営できるよう、活動を支援するために活動費を交付します。

(2) 区民児協活動強化補助金の交付【再掲】

各区や地区による活動のやりがいや魅力の発信に関する事業、参加・交流型研修の 実施に関する事業に対し補助金を交付し、委員活動の強化を図ります。

(3) 指定地区民生委員児童委員協議会の指定(全民児連助成)

全国互助共励事業運営要綱に基づき、指定地区民児協に対し、2年継続で支援を行い地区民児協活動の強化・推進を図ります(指定地区は担当の2区民児協から各1地区を推薦し決定。1~2年度は金沢区、港北区)。

5 各種大会、研修事業への参加

- (1) 全国民生委員児童委員大会(10/22~23、群馬県)
- (2) 関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会(6/4~5、静岡市)
- (3) 指定都市社協・民児連連絡協議会 (7/9~10、大阪市主催)
- (4) 全国民生委員指導者研修会(全国民生委員大学)(2/3~5)
- (5) 民生委員・児童委員リーダー研修 $(11/25\sim27)$
- (6) 相談技法研修会(10/7~8)
- (7)全国児童委員研究協議会(1月頃)
- (8) 全国主任児童委員研修会 (4/15~16)
- (9) よこはま地域福祉フォーラム (12月頃)

6 各関係機関への協力

- (1) 横浜市社会福祉協議会民生委員児童委員部会
- (2) その他、横浜市等からの依頼に基づく外部委員の委嘱

7 互助共励事業

- (1) 全国互助共励事業の実施
 - ①互助事業

傷病、退任等の事由により、弔慰、見舞金、退任慰労金の給付申請および各区民 児協への給付を行います。

②民生委員・児童委員活動保険 全民児連で一括加入される本制度の周知及び保険加入会員の管理を行います。

③共励事業【再掲】

「指定地区民生委員児童委員協議会」について、機能強化を図るべく補助金を申請し、該当地区民児協へ給付します。(1年度~2年度=金沢区、港北区)

- (2) 本会互助事業の実施
 - ①「本会互助事業運営要綱」に基づき、区民児協と連携し、民生委員・児童委員互助給付事業を実施します。

8 表彰

委員活動の動機づけの一助となるよう、区民児協との連携により、全国民生委員児童委員連合会会長表彰、全国社会福祉協議会会長表彰の表彰推薦事務を行います。

9 諸会議の運営

- (1) 理事会の開催(年10回、8月・1月休会)
- (2) 監事会の開催(年1回)
- (3) 評議員会の開催(年2回程度)
- (4) 主任児童委員連絡会の開催(年10回、8月・1月休会)
- (5) 各種委員会の開催
 - 研修委員会(年2回程度)
 - · 広報紙作成委員会(年3回程度)
 - · 企画委員会(年1回程度)